

恵庭市の健全化判断比率等の公表について

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」第3条第1項の規定により、健全化判断比率を公表します。

【健全化判断比率】

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
令和7年度 (令和6年度決算)	—	—	7.7%	—
早期健全化基準	12.67%	17.67%	25.0%	350.0%
財政再生基準	20.00%	30.00%	35.0%	

※ 比率が該当しない場合は「—」で示しています。

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」第 22 条第 1 項の規定により、資金不足比率を公表します。

【資金不足比率】

1. 恵庭市水道事業会計

	資金不足比率
令和 7 年度 (令和 6 年度決算)	—
経営健全化基準	20.00%

※ 比率が該当しない場合は「—」で示しています。

2. 恵庭市下水道事業会計

	資金不足比率
令和 7 年度 (令和 6 年度決算)	—
経営健全化基準	20.00%

※ 比率が該当しない場合は「—」で示しています。

用語解説

実質赤字比率 一般会計等の実質赤字の比率

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

※黒字決算の場合は表示なし

※なお、20%以上で財政再生団体となる

連結実質赤字比率 全ての会計の実質赤字の比率

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{全ての会計の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

※資金剰余（黒字決算）の場合は表示なし

※なお、30%以上で財政再生団体となる

実質公債費比率 公債費及び公債費に準じた経費の比重を示す比率（3ヵ年平均）

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(A+B) - (C+D)}{E-D}$$

A：地方債の元利償還金（公営企業分、繰上償還等を除く）

B：地方債の元利償還金に準じるもの（準元利償還金）

C：AまたはBに充てられる特定財源

D：地方債の元利償還金・準元利償還金に要する経費として普通交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入された額

E：標準財政規模

※なお、

18%以上で、地方債の発行に際し、国や都道府県の許可が必要となる

25%以上で、早期健全化団体となり、独自事業の起債が制限される

35%以上で、財政再生団体となり、国と共同の公共事業の起債が制限される

将来負担比率 地方債残高ほか一般会計等が将来負担すべき実質的な負債を捉えた額

$$\text{将来負担比率} = \frac{A - (B + C + D)}{E - F}$$

A：地方債の残高や債務負担行為に基づく支出予定額などの一般会計等が今後負担すべき額（将来負担額）

B：Aに充てることができる基金

C：Aに充てることができる特定財源

D：地方債の残高等に係る普通交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入される見込みの額

E：標準財政規模

F：地方債の元利償還金・準元利償還金に要する経費として普通交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入された額

※なお、350%以上で早期健全化団体となる

資金不足比率 公営企業ごとの資金不足の比率

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

事業の規模（法適用企業）：営業収益の額－受託工事収益の額

事業の規模（法非適用企業）：営業収益に相当する収入の額－受託工事収益に相当する収入の額

※資金剰余（黒字決算）の場合は表示なし

標準財政規模 標準的な状態で通常収入されるであろう経常一般財源の規模

$$\begin{aligned} \text{標準財政規模} = & (\text{基準財政収入額} - \text{地方譲与税} - \text{交通安全対策特別交付金}) \times 100 / 75 \\ & + \text{地方譲与税} + \text{交通安全対策特別交付金} + \text{普通交付税} + \text{臨時財政対策債} \end{aligned}$$